

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

4月22日発行

Vol.204

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

4/16 木 南相馬市HPから

新・小高商工会館 竣工式

平成28年4月の避難指示解除を目指し、住民の帰還、生活関連のサービスの確保、小高区を含めた南相馬市の復興と再生に不可欠な復興拠点として、新たに、小高商工会館が完成し、竣工式が開催されました。

新会館運用については、当面、原町区の臨時事務所にて業務を行い、正式運用は6月1日(月)から予定しております。



目次

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・新・小高商工会館 竣工式 ----- 1
- ・稚児行列や万葉太鼓で華やか
かしま復興祭----- 2
- ・ワインテング福島原町工場見学会
----- 3
- ・迫力のレース～春季競馬大会～
----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 8
- 双葉町 ----- 11
- 大熊町 ----- 12
- 富岡町 ----- 14

●環境省 福島環境再生事務所

- ・南相馬市の対策地域内の皆さまへ
(ごみ回収のお知らせ) ----- 6

●交流ルームひばり通信

- ・一時帰宅支援バスについて ---- 16
- ・こうそうさんが作ったお米
こどもの日プレゼント ----- 17
- ・下田産の農産物はいかがですか - 17
- ・4月・5月の「ひばり」 ----- 18



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

4/18(土)・19(日)

稚児行列や万葉太鼓で華やか かしま再興祭

セデッテかしまオープン記念事業「かしま再興祭」が鹿島区の鹿島御子神社周辺で開かれ、多くの市民でにぎわいました。

会場では両日にわたり「万葉の里かしま復興パレード」や「真野承万葉太鼓」の披露などが行われ、祭りに華を添えました。

このうち復興パレードでは、稚児衣装を着た園児らや「万葉踊り」を踊る市民らが会場を練り歩きました。鹿島御子神社の境内では、春季例大祭が開かれました。

会場には、4月25日にオープンする常磐自動車道・南相馬鹿島SAの隣接施設「セデッテかしま」の紹介ブースや露店が並び、来場者を楽しませていました。



勇壮な真野承万葉太鼓を披露



会場を盛り上げたキッズダンス



復興パレードの稚児行列



息の合った万葉踊り



「小池青年獅子神楽」による獅子舞



衣装も華やかな下町子ども手踊り



子どもたちを楽しませた露店



「セデッテかしま」をPR

4/16 木 **ワインテング福島原町工場見学会**

原町区の下太田工業用地に建設を進めてきた(有)ワインテング福島（産業用モーター部品製造）の原町工場が完成し、見学会が行われました。

避難指示区域の小高区にある同社は、震災と原発事故で県外に避難し事業を続けてきましたが、今年、南相馬に従業員とともに帰還し、4月から本格的に事業を再開させました。

桜井市長らが工場を訪れ、一つ一つ職人が行う作業に見入っていました。



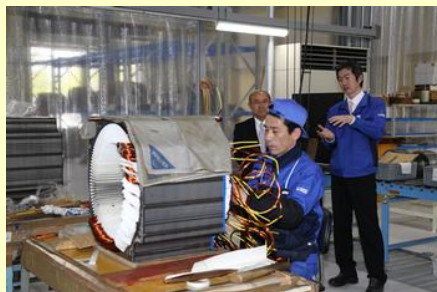
下太田工業用地に完成した工場



工場長による事業説明



製造工程を見学



職人の作業に見入る市長

4/19 日 **迫力のレース～春季競馬大会～**

第64回相馬野馬追振興春季競馬大会が、雲雀ヶ原祭場地で行われました。

今回は、宇多郷、北郷、中ノ郷、小高郷から32頭が出走し、約1200mのダートコースでレースが繰り広げられました。

騎手と馬が一体となり疾走する姿に、観客や家族が声援や拍手を送り、会場は大いに盛り上がっていました。



優勝馬のハギノコメント号



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数（南相馬市HPから）

【都道府県別】

平成27年4月16日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	4,811	群馬県	167	大阪府	25	福岡県	7	山口県	2
宮城県	1,727	長野県	80	京都府	22	富山県	6	高知県	1
山形県	684	北海道	73	福井県	21	熊本県	6	和歌山県	-
新潟県	677	山梨県	69	沖縄県	21	島根県	4	徳島県	-
東京都	650	秋田県	63	青森県	18	三重県	3	鳥取県	-
茨城県	606	静岡県	54	岡山県	12	奈良県	3	宮崎県	-
埼玉県	575	岩手県	53	滋賀県	11	香川県	3	鹿児島県	-
栃木県	440	兵庫県	37	岐阜県	10	愛媛県	3	海外	11
千葉県	390	愛知県	35	広島県	10	佐賀県	3	合計	11,795
神奈川県	360	石川県	31	長崎県	8	大分県	3		(4/9 11,864)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	1,243	喜多方市	50	会津美里町	16	泉崎村	5	合計	4,811
相馬市	1,219	本宮市	30	棚倉町	14	玉川村	5		
いわき市	619	西郷村	28	西会津町	13	下郷町	3		
郡山市	504	会津坂下町	26	田村市	12	広野町	3		
会津若松市	245	川俣町	22	磐梯町	9	天栄村	2		
新地町	241	鏡石町	20	金山町	7	鮫川村	2		
二本松市	120	南会津町	20	矢吹町	6	浅川町	2		
伊達市	105	桑折町	19	矢祭町	6	小野町	2		
須賀川市	86	猪苗代町	18	古殿町	6	国見町	1		
白河市	59	三春町	17	北塩原村	6	石川町	1		

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	34,954人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,714人
	市内の仮設住宅	4,655人
	市内転居	3,960人
	計	47,283人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	11,795人
	（うち福島県外）	(6,984人)
	計	11,795人
その他	死亡（震災以外の死亡含む）	3,861人
	転出	8,595人
	所在不明	27人
	計	12,483人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成27年 4月16日現在の 居住者数
小高区	12,842人	-
鹿島区	11,603人	13,651人
原町区	47,116人	39,897人
計	71,561人	53,548人

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

避難指示解除準備区域等におけるゴールデンウィーク特例宿泊について

4月16日HP更新

国では、これまでの避難指示解除準備区域等における特例宿泊の実績を踏まえ、本年度のゴールデンウィークにおける避難指示解除準備区域等での特例的な宿泊を認める方針を示しました。

この方針は、避難指示解除準備区域および居住制限区域において、継続的な宿泊を禁止する基本的な考え方は維持する一方、短期間の宿泊であれば、

- (1) 被ばくのリスクが極めて小さいこと
- (2) 最低限必要なインフラ(上下水道等)が整っている地域もあること
- (3) 防犯、防火等に最低限必要な体制を確保できること

などから、所要の措置を講じた上でゴールデンウィークの宿泊を特例的に認めるものです。

本市としては、国の方針に基づき、過去9回の実施を踏まえ、小高区および原町区において引き続き特例宿泊を実施することとしました。

対象地域

小高区および原町区の避難指示解除準備区域および居住制限区域

※ ただし、実際の運用にあたっては、対象地域であっても、津波被害状況等に差異があることから、それらの状況を踏まえながら実施します。

実施期間

平成27年4月25日(土)～5月10日(日)の15泊16日

宿泊に係る届出等

宿泊を希望する方は、宿泊の事前・事後の届出をすることになっています。

なお、事前・事後に係る届出受け付けについては、国で設置するコールセンターで行います。

【コールセンター】

0120-212-477

受付時間：午前8時～午後8時(平日)

午前8時～午後5時(土日祝日)

※事前の届出受け付けは
4月21日に締め切りました。

今後のスケジュール(予定)

期間等	内容
4月25日(土)～	ゴールデンウィーク特例宿泊の開始
4月26日(日)～	事後(宿泊実績)受け付けの開始
5月10日(日)	ゴールデンウィーク特例宿泊の終了

具体的な内容については、参加対象者(世帯)にお送りしたお知らせをご覧ください。

問い合わせ

復興企画部 危機管理課

TEL 0244-24-5232



電話でのお問合せ
TEL:0244-24-1222

番組内容 [4/22~4/28]

今週の番組 (60分) ※パソコン視聴・アクトピラ配信

1. オープニング&今週の番組 [0分~]
2. さくら咲く! 相馬・南相馬~東京 高速バス運行開始 [2分~]
3. 市長臨時会見 [7分~]
4. 南相馬 桜花百景 [14分~]
5. 小高区東町災害公営住宅建設工事 安全祈願祭・起工式 [19分~]
6. 烏崎公会堂 新築落成祝賀会 [29分~]
7. 国連防災世界会議 [34分~] (再放送)
8. 長野県豊丘村 炊き出しボランティア [54分~]
9. 旧警戒区域ライブカメラのお知らせ [59分~]

■システムメンテナンスのため、一時放送を停止させていただく場合があります。
◆日時: 4/22(水)正午~4/24(金)午後5時頃

今週は、原発被災地の首長として、再生可能エネルギー比率の削減に反対する趣旨の市長臨時会見や、南相馬小高区の学校を中心とした桜の様子などをお届けします。

- 旧警戒区域ライブカメラ
- ・午前8時54分~
 - ・午後0時54分~
 - ・午後3時54分~



南相馬市の対策地域内の皆さまへ(ごみ回収のお知らせ)

この度、農林系ごみおよび片付けごみの回収をいたします。

南相馬市対策地域内におけるごみの回収は最後となりますので、この期間に出し忘れないようお願いします。

■回収対象とする地域

- 塚原仮置場… 小高・小高1区~5区
- 大富仮置場… 大富・神山・金谷・大田和・川房・角間沢・小谷・摩辰・南鳩原・北鳩原・羽倉・小屋木・片草・飯崎

■回収対象の片付けごみ

「旧警戒区域の家庭から出るごみの分別のしかた」の品目が対象です。
ごみを出すときは、必ず袋に入れてください。

■回収申込期間・回収実施期間

- 回収申込期間 4月20日(月)~8月14日(金)
- 回収実施期間 4月27日(月)~8月28日(金) ※日曜日、祝日は回収をいたしません。
※ゴールデンウィーク(5月2日~6日)およびお盆時期(8月13日~16日)はお休みです。

分別していないものは回収できません。

次ページへ続きます

■申込方法

回収を希望する方は、必ず「回収申請書」の提出をお願いします。

回収申請書に必要事項を記入の上、返送願います。(FAXでもかまいません。)

なお、申請書提出後に希望する回収日等に変更があった場合は、その旨をご連絡ください。

■搬出場所

ご自宅の庭先まで回収に伺いますので、庭先(敷地内)までの搬出をお願いします。

- ・立ち会わなくても結構です。
- ・廃棄することが分かるように張り紙をしてください。

申請書へは、2tダンプ程度の車が庭先へ入れるかを明記してください。

なお、高齢者世帯等で庭先までの搬出が困難な場合は、ボランティア等をお願いした上で、その胸を申請書へ記入してください。

※回収対象外のごみを集積所に出されると、周辺住民の皆さんのご迷惑になります。

【コールセンター】

環境省委託業者 あぶくま環境協業組合

0800-800-3873 (フリーダイヤル)

対象の世帯には、お知らせをお送りしています。

旧警戒区域内の家庭から出るごみ(農林系含む)の分別のしかた (通常のごみの出し方とは異なります。)

燃えるごみ	通常の燃えるごみ	台所から出た生ごみ(料理くず、貝殻、卵の殻等)、ゴム類(ゴム手袋、ゴムホース、サンダル等)、紙おむつ、革類(靴、靴、財布等)、紙くず類(ティッシュ、写真、紙コップ等)、プラスチック類(シャンプーなどの容器、CD等)、ペット用砂(市販品)、食用油・調味料(布などに吸わせるか固めたもの)	家電	家電リサイクル対象の(家庭用)エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫(冷蔵庫、冷凍庫については中身を出してください。)
	紙類	新聞紙・チラシ、雑誌類、ダンボール、紙パック、菓子箱や包装紙等	粗大ごみ	家具、ストーブ、畳、カーペット、布団、ベッド、ソファ、屋外遊具、ガーデニング用品、物干し台、瓦、ブロック、自転車(防犯登録は解除してください。)等
	ペットボトル 白色トレイ	ペットボトル(中身を出して、洗える場合は洗ってください)、白色トレイ	特定品目	消火器、蛍光灯、カセットボンベ、スプレー類(使い切って穴を開けてから出してください。)、電池、ストーブ(灯油は抜いてください。)等
燃えないごみ	通常の燃えないごみ	ガラス類(ガラス食器、鏡、医薬品のビン等)、せともの類(茶碗)、刃物(かみそり、包丁、はさみ等)、金属類(鍋、やかん、フライパン等)、電球類(白熱電球、点灯管、蛍光灯等)、小型家電(炊飯器、アイロン、電気ポット、ドライヤー等)、傘の骨類(割れ物や刃物などの危険物は、紙などに包んで「危険」などと明記してください。)	農林系 廃棄物	ほだ木、稲わら、堆肥、プラ容器、シート類、農具(鍬、鋤)、スチール 等
	ビン類	食料、飲料、化粧品の空き瓶(キャップをはずし、中身を出して、中を洗える場合は水洗いしてください。)	農林系 特定品目	農薬、化学肥料 等
	缶類	食料用、飲料用の空き缶(中身を出して、洗える場合は洗い、スチール、アルミの分別をせずに出してください。)	※土、農耕用機械、農機具(エンジン付き)の回収はできません。	

問い合わせ

環境省 福島環境再生事務所
浜通り北支所 廃棄物担当

TEL 0244-26-9912(代)



浪江町からのお知らせ

被災者生活再建支援金・基礎支援金の申請期間が1年延長になりました

(平成28年4月10日まで)

4月16日HP更新

東日本大震災の自然災害により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に目立つ損害を受けた方に対し、被災者生活再建支援金を支給します。

ただし、現在、国は原発事故による長期避難を対象外と法解釈しているため、町は正当に支給するよう要望しています。

支給対象世帯

地震および津波により被災した次の世帯

- A. 住宅が全壊した世帯
- B. ~~住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯~~
(調整中)
- C. ~~災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯~~
- D. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

※ 持家だけでなく、マンション、アパート等の賃貸住宅に居住していた場合も対象となります。
逆に、持ち家でも実際は居住していなかった場合は対象となりません。

支給額

次の基礎支援金と加算支援金の合算額(単身世帯の場合は、その4分の3の金額)

【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊(A)	解体(B)	長期避難(C)	大規模半壊(D)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

- ※ 賃貸については、実際に費用が発生した場合のみ対象となります。公営住宅や仮設住宅への入居、県の借り上げ制度を利用された場合は対象外です。
- ※ いったん住宅を賃借した後、建設・購入または補修をした場合は、再申請に基づき、これらとの差額が支給されます。
- ※ 単身世帯の方が支給前に亡くなられた場合は、支援金は相続の対象とならないため、支給されません。

次ページへ続きます

申請方法

「被災者生活再建支援金支給申請書」に次の書類を添えて提出してください。

1. 基礎支援金の場合

- 被災証明書（住宅の被害調査によるもの） ● 世帯全員の住民票
- 預金通帳の写し（金融機関名・支店名・種別・口座番号・口座名義人（カタカナ）が記載されているもの）

2. 加算支援金の場合

- 住宅の建設、購入、補修、賃借等に係る契約書の写し
（建設・購入の場合は、建物所在地、規模、取引金額、工期、引き渡し日、契約締結日、契約者の住所・名前・押印のあるもの）
- 預金通帳の写し
（基礎支援金と別に申請した場合、前回と同じ口座であっても必要）

注) 申請書は、事務担当までご請求ください。ダウンロードによる取得も可能です。

申請期限

- 基礎支援金の場合 平成28年4月10日（災害のあった日から61カ月間）
- 加算支援金の場合 平成30年4月10日（災害のあった日から85カ月間）

住宅の被害程度判定について

町民税務課で行っています。

問い合わせ

〒964-0984 福島県二本松市北トロミ573番地

浪江町役場二本松事務所 介護福祉課 福祉係

TEL 0243-62-4737

FAX 0243-22-4207

防災行政無線電話応答サービスの開始について

4月15日HP更新

防災行政無線の放送内容を電話で確認することができる「防災行政無線電話応答サービス」の運用を開始しました。

下記防災行政無線電話応答サービス専用ダイヤル番号に問い合わせを行うことにより、48時間以内に放送された津波注意報・警報、気象警報などの防災情報を聞くことができます。

また、町外からでも放送内容を確認することができます。

【防災行政無線電話応答サービス専用ダイヤル番号】

0240-35-5160

※通話料は有料となります。

問い合わせ

帰町準備室 危機防災係

TEL 0240-34-0229

浪江町の復興に向けた国への要望活動（浪江町議会）

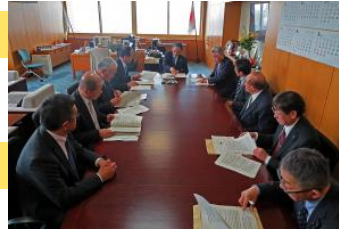
4月20日HP更新

要望活動実施日

4月16日（木）

要望活動先

- ・環境省
- ・厚生労働省
- ・経済産業省
- ・文部科学省
- ・復興庁
- ・自由民主党
東日本大震災復興加速化本部
- ・各政党
- ・東京電力(株)



要望の趣旨

我々浪江町議会は原発事故による避難以降、原発事故の収束、復興、除染、賠償見直し、医療健康問題など関係機関のご支援のもと、復興、再生と町民の生活再建のために全力を挙げて取り組んできました。

これまで国は「福島復興の加速に向けて」の方向性や、中間指針第四次追補など一定の見直しをなされたことは被災者並びに被災自治体の強い要望に応えたものであると考えます。

しかしながら、「原子力災害による長期避難」から4年を経過したが乗り越えるべき課題は山積しております。

今後、浪江町の復興はもとより、双葉郡北部の復興拠点としてイノベーション・コースト構想の具現化が極めて重要となってきます。

また、国は原子力災害の現状や賠償問題などの矛盾を正しく認識され、直面する生活・生業再建がなされるよう必要な見直しを強く求めるものです。

さらに国は、東京電力株式会社に対し被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、当該損害の迅速・確実な賠償と被災者の心情にも配慮した誠実な対応をするよう強く指導することを求めるものです。

詳しくは、今週号に添付した「浪江町の復興に向けた要望書」および東京電力への「要求書」をご覧ください。（縮小版）

※浪江町の世帯のみ

問い合わせ

浪江町議会事務局

TEL 0243-62-0196



双葉町からのお知らせ

平成27年度町税の免除・減免等に関するお知らせ

4月20日HP更新

双葉町では、東日本大震災および原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき平成27年度の各税目について、次のとおり免除・減免します。

個人町民税

	内 容	減免の割合
平成26年中の 合計所得金額	500万円以下	全額
	500万円超750万円以下	2分の1
	750万円超1,000万円以下	4分の1
	1,000万円超	10分の1
居住住宅の 損壊の程度	全壊または大規模半壊	10分の10
	半壊	10分の5

※上記のうち、2つ以上に該当する場合は、減免割合の大きいものを適用

法人町民税

東日本大震災および原子力災害により休業等となった法人について、休業届の提出があった法人(平成27年1月～平成27年12月に決算期を迎える法人に限る。)

…均等割相当額の全額減免

固定資産税

- 土地、家屋に係るもの(町長が指定する区域にあるもの)…全額免除
- 償却資産に係るもの(町長が指定する区域にあるもの)…全額減免

軽自動車税

平成27年4月1日現在で、避難指示区域に放置された原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車…全額減免

国民健康保険税

被保険者全世帯…全額減免

問い合わせ

税務課

TEL 0246-84-5206



大熊町からのお知らせ

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

4月20日HP更新

原子力規制委員会では、福島第一原子力発電所20km圏内における空間線量率・土壌等の測定結果を公表しています。

公表データはPDFファイルとなっており携帯電話からの閲覧は難しいため、大熊町分12地点を抜粋して見やすく加工したものを掲載します(空間線量率のみ)。

※比較対象として、当月以前のデータも掲載しています。

※No.36の線量の低減がみられますが、周辺で実施された除染の影響が考えられます。

No.	住所(測定位置)		空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)									線量計
			2/19	2/26	3/5	3/12	3/19	3/26	4/2	4/9	4/16	
23	夫沢	西北西約2.3km	6.8	7.5	6.8	7.2	7.0	7.4	7.2	6.4	7.0	NaI
25	野上	西約14km	0.7	0.8	1.0	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2	NaI
26	野上	西約11km	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	NaI
29	夫沢	西約2.4km	8.5	9.6	8.9	8.6	8.8	8.9	8.7	7.9	8.5	IC
30	夫沢	西約2.6km	9.1	10.0	9.9	9.9	9.9	10.1	10.0	8.9	9.7	NaI
34	大川原	西南西約7.5km	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	NaI
35	野上	西南西約6.6km	4.6	4.6	4.4	4.4	4.2	4.3	4.2	4.1	4.0	NaI
36	下野上	西南西約4.8km	3.3	3.3	3.2	3.2	3.1	3.2	3.0	3.1	2.9	NaI
37	夫沢	西南西約3.0km	23.5	24.8	23.6	24.5	23.8	24.8	25.4	21.4	23.2	IC
38	小入野	西南西約3.4km	2.7	3.3	3.2	3.1	3.2	2.9	3.1	2.8	3.0	NaI
47	熊川	南南西約3.7km	16.6	17.3	16.9	16.0	15.7	17.9	17.6	16.6	16.0	NaI
50	熊川	南約4.0km	7.7	7.6	7.6	7.3	6.7	8.0	7.4	7.4	7.1	NaI

線量計の種類

NaI : NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値

IC : 電離箱による値

測定実施者:電力会社

問い合わせ

原子力規制庁 監視情報課

TEL 03-5114-2125

大熊町の桜（4月14日撮影）



熊町小学校（熊川字緑ヶ丘）



三角屋交差点（熊字新町）



大熊中学校・校庭
（小入野字西大和久）



大野駅東口の公園
（下野上字大野）



JR大野駅（下野上字大野）



町図書館前（下野上字大野）



町保育所（下野上字大野）



大野小学校（下野上字清水）



大野幼稚園（野上字諏訪）



大川原の桜並木
（大川原字南平）



双葉翔陽高校
（下野上字原）



児童公園
（下野上字大野）



大和久妙見神社
（小入野字西大和久）



富岡町からのお知らせ

福島県富岡土木事務所から道路整備事前調査のお知らせ

4月15日HP更新

県道広野小高線の道路整備の事前調査について、福島県富岡土木事務所から、下記のとおり案内がありましたので、お知らせいたします。

道路整備の事前調査にご理解・ご協力をお願いします。

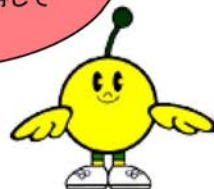
県道広野小高線 道路整備のための調査のお願いについて

福島県富岡土木事務所では、県道広野小高線の整備を予定しており、道路計画の資料とするために、測量調査と地質調査を次の通り行います。

調査にあたり、皆様の宅地や農地等の敷地に調査員が立ち入りさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、調査にあたり、家屋等の建物内部に立ち入ることはありません。また、皆様に立会いいただく必要はありません。

測量・地質調査は県から委託を受けた会社が行います。調査員は、身分証明書を携帯しています。



該当箇所

■調査期間

平成27年4月20日 から 平成27年12月25日 まで

■請負業者

- ・測量調査
(株式会社船橋コンサルタント 電話：0244-24-2351)
- ・地質調査
(株式会社建設技術研究所 電話：022-261-4923)

(詳しい範囲については別添の地図をご覧ください。)

■お問い合わせ

福島県富岡土木事務所
道路・橋梁課 主査 山本 直樹
電話：0240-23-6605

問い合わせ

富岡町役場

☎0120-33-6466

平成27年度軽自動車税について

4月17日HP更新

平成27年度の軽自動車税の納税通知書は、5月15日(金)に発送となります。
 金融機関またはコンビニエンスストアで納めることができ、納期限は6月30日(火)です。
 口座振替を登録している方は、6月30日に引き落としとなりますので、残高確認をお願いします。
 軽自動車税は平成27年4月1日時点での所有者に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更等をした場合でも、軽自動車税については、月割課税、一部還付等はできません。

平成27年度軽自動車減免申請について

避難指示区域内から持ち出していない車両については申請による減免となりますので、税務課または各出張所で申請してください。

※減免が決定された場合、車検に使用する納税証明書の発行ができなくなります。車両を持ち出し、使用する場合は必ず役場税務課にご連絡ください。

●申請期限:5月15日(金)～6月23日(火) ※郵送の場合は当日の消印有効となります。

役場郡山事務所税務課およびいわき支所、各出張所の窓口に備え付けてある「軽自動車税減免申請」を提出してください。

郵便で申請する場合は、役場郡山事務所税務課にご連絡いただければ申請書を郵送します。

軽自動車税の税率について

富岡町内から持ち出していない農耕車や原付バイクなどは、減免といたします。

(1)二輪の小型自動車の税額は前年度までと変更ありません。

平成27年4月1日から下記表の税率となりますが、平成27年度税制改正により、新税率の適用時期が平成28年度に延期されました。

車種	税率(年額)	
	平成27年度まで	平成28年度以降
二輪の小型自動車	4,000円	6,000円

(2)四輪は平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます。

平成27年3月31日までに新規登録された車両は、現行の税率(下記表①)の税率が適用されます。平成27年4月1日以降に新規登録された車両は、下記表②の税率が適用されます。

初年度登録から13年を経過した車両は、下記表③の税率が適用されます。

課税となる車種			税率(年額)		
			①平成27年3月31日以前に登録	②平成27年4月1日以降に登録	③登録後13年以上経過 ※平成28年4月1日から適用
軽自動車四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物 (軽トラック等)	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

問い合わせ

富岡町役場

0120-33-6466

一時帰宅支援バスについて (南相馬市)

今年度1回目の一時帰宅支援バスの運行が決定しました。

5年目を迎えた避難生活。南相馬市の除染作業も徐々に進み、帰還の日もゆっくりではありますが、現実味を帯びてきました。

しかしながら、避難生活の長期化に伴い、人の住まない家とその周辺は加速的に荒廃し続けています。

このような現状の中で、少しでも、家を片付け、家周りの伸びた雑草と樹木を刈り取るなどとして、帰還に向けた活気を高めるために、一時帰宅をしませんか。

今回(通算5回目)も、新潟県内のボランティア、三条市役所職員、三条市社会福祉協議会職員、ひばりボランティアが同行しての一時帰宅です。

大型バスでの移動になりますので、行き帰りの車内はゆったりできると思います。また、多少の荷物の持ち帰りも可能です(要相談)。

現地ボランティアをお願いして、家の片付けなどをお考えの方は、ひばりでボランティア依頼のお手伝いをいたしますので、参加申し込みの際にお申し出ください。

今後も、一時帰宅の支援を継続する予定ですので、ご意見・ご要望がありましたらお寄せください。

日 時 **5月30日** (土)

集合場所 三条市総合福祉センター

応募締切 **5月2日(土) 正午**

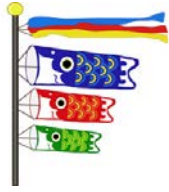
行 程

- 三条市出発 午前4時
- 現地到着 午前9時頃
～自宅片付けなど～
- 現地出発 午後4時頃
- 三条市到着 午後10時頃

次回予定 8月上旬、10月10日(土)の2回を予定しています。

※浪江町・双葉町・大熊町・富岡町・川内村などへも、一時帰宅支援を行います。
詳しくはお問い合わせください。

申し込み 交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650



こうどうさんが作ったお米 こどもの日プレゼント

こどもの日も近づき、渡辺さん(下田地区)から子どもたちへ、お米プレゼントのうれしいお話をいただきました。

これまでも、敬老の日やお年玉にと、多くのお米をいただきました。そのたびにお返しもできないまま、感謝の気持ちでいっぱいです。

配布につきましては、下記の通りです。

配布期間 4月29日(水・祝)～5月11日(月)
午前9時30分～午後3時
※休館日は、裏表紙のカレンダーで確認してください。

配布場所 交流ルーム「ひばり」
※申し訳ございませんが、お届けはできません。
期間内に受け取れない場合は、お取り置きも可能です。ご連絡ください。

対象者 19歳以下のお子さんがいらっしゃるご家庭

お米 1家族 10kg

問い合わせ
交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650

下田産の農産物はいかがですか？

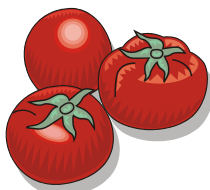
この度、サツマイモを頂戴することとなりました。

すでに農産物配布に登録されている方へは、4月29日(水・祝)から5月11日(月)に配布いたします。期間内に交流ルーム「ひばり」へ受け取りにお越しください。

(休館日は、裏表紙のカレンダーで確認してください。)

今回を機に、新規登録も受け付けいたします。時期、量とも不確定であるとともに、生ものですので、当日または翌日に受け取りに来られる方は、交流ルームひばりにお申し出ください。

入荷次第、ひばりからご連絡いたします。



問い合わせ
交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650

4月・5月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				4月23日	24日	25日
				ひばり休み 浜通り配布		
26日	27日	28日	29日	30日	5月1日	2日
ひばり休み	ひばり 午後休み	ひばり休み	昭和の日 ひばり茶話会 こどもの日 お米配布開始	ひばり休み 浜通り配布		一時帰宅 支援バス 申込締切
3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
憲法記念日 ひばり休み	みどりの日 ひばり休み	こどもの日 ひばり休み	振替休日 ひばり茶話会	ひばり休み 浜通り配布		
10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
		ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
双葉町	0246-84-5200	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
大熊町	0120-26-3844	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数 (2015.4.22現在)

市町村名	世帯数	人数
南相馬市小高区	34	76
南相馬市原町区	5	8
南相馬市鹿島区	-	-
浪江町	8	20
双葉町	4	8
大熊町	1	1
富岡町	2	2
川内村	1	3
いわき市	1	4
郡山市	5	12
合計	61	134

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511